

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第五十六号

第一条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第十三条の二第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加える。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

附則

2 第一条の規定による改正前の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第六条第二項第一号に該当する扶養親族のある職員（企業局長が定める職員を除く。）

く。)に対しては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和八年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第六条の規定にかかわらず、扶養手当を支給する。

3 施行日以後に新たに企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第一条に規定する企業職員(以下「企業職員」という。)であつて定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。)であるもの及び企業職員であつて暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二条又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。)であるものに対して適用されることとなる同条例第九条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する異動をしたこれらの者又は施行日以後に同項に規定する公署の移転があつたこれらの者について適用する。